

人間ドックの情報提供報奨金事業を始めました！

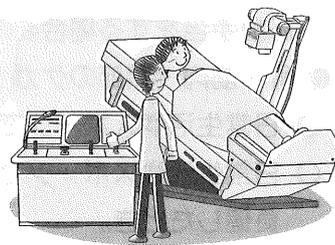
平成27年度から、八代市国民健康保険にご加入の方が特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診され、その検査結果を国保ねんきん課にご提出いただくと、報奨金として3,000円が交付される事業が始まりました。

※下記の①～③の条件をすべて満たす方が対象となります。

《条件》

- ①人間ドック受診日において八代市国民健康保険被保険者の資格を有している方（後期高齢者医療制度・全国健康保険協会等にご加入の方は除く）
- ②特定健診受診対象年齢の方（満40歳以上～75歳未満の方）
- ③平成27年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方

* 八代市が実施した特定健診を受診した方は対象外になります。



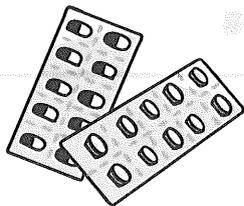
◆ 手続に必要なもの・・・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、印かん(認印可)、通帳

◆ 申請窓口・・・国保ねんきん課医療給付係、各健康福祉地域事務所(支所内)

《注意点》

- ・申請は、同一年度に、1人あたり1回。
- ・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または、年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで。

※この制度は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、提供いただいた情報は、それらの目的以外のためには利用しません。



ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ

☆ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品のことで、先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果を持っています。また、製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、先発医薬品より工夫されたものもあります。

☆ジェネリック医薬品に変更するメリットは？

高齢化社会を迎え、増え続ける医療費が国保財政を圧迫しています。先発医薬品よりも低価格なジェネリック医薬品が普及すると、薬代の自己負担の軽減はもちろん、八代市国保財政の改善(医療費の抑制)や国保税負担増の抑制にもつながります。

☆ジェネリック医薬品を使いたい場合は、かかりつけの医師や薬剤師によく相談しましょう。

先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものや、医療機関や薬局に在庫のないものがあります。また、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

☆「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

八代市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたときに、薬代の負担が軽くなる可能性がある方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。みなさんがジェネリック医薬品をお使いいただくかどうかの参考資料としてお役立て下さい。(年2回発送)

医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を
希望します



ジェネリック医薬品に関する
説明をお願いします。

ジェネリック医薬品希望カードを
ご利用下さい。

八代市では、国保全世帯にジェネリック医薬品希望カードを被保険者証の更新時(または国保新規取得時)にお配り致しますので、ご活用下さい。

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険等が使える？使えない？

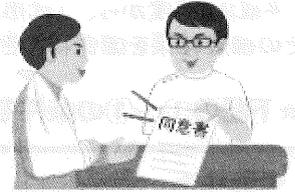
整骨院や接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が「使える場合」と「使えない場合」があります。



健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉離れを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
 - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき。
 - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき。

具体例 ・ 日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰が痛くなった
・ 日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など



健康保険等が使えないもの —病気や原因不明の痛み—

- × 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- × 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- × 病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- × 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷



★施術を受けるときの注意点★

◆ 負傷原因は正確に伝えましょう。

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は、速やかに保険者に連絡してください。

◆ 施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し記入しましょう。

療養費支給申請書は、施術を受けた人が柔道整復師に療養費の請求を委任するものです。傷病名、日数、金額等をよく確認し、申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

◆ 領収証は必ず受け取りましょう。

※高額療養費や医療費控除の申請には、領収証（原本）が必要です。領収証を紛失したり、処分された場合は、支払証明書でも受付できますが、医療機関によっては手数料のかかることもあります。領収証は大切に保管してください。